

山口東京理科大学調査特別委員会審査日程

日 時 平成30年6月5日（火）
午後3時
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 業者に出した調査票への回答について
- 2 工期延長でペナルティを科さないこととした根拠について
- 3 工事契約約款に対する執行部の認識について
- 4 内容証明郵便について
- 5 その他

山 大 第 7 7 号
平成30年(2018年)5月10日

《企業名》

《役職》 《代 表 者》 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山口東京理科大学薬学部増築工事の入札経過に係る調査票の
公開について（御確認）

新緑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

市政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年4月9日付けで標記調査につきましてお願いいたしましたところ、大変御多忙にもかかわらず調査票を御提出くださり、誠にありがとうございます。御提出いただいた調査票の内容につきましては、別紙のとおり全体集計結果としてまとめ、平成30年5月1日に開催されました山口東京理科大学調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）に資料として提出させていただきました。

この調査票をお願いする際に、「調査結果の公表は全体集計結果のみとし、企業ごとの結果につきましては公表いたしません。また、調査を依頼した企業名は公表いたしますが、調査票の提出の有無については公表いたしません。」としていましたが、特別委員会の審議の中で、調査票の「Ⅲ その他」の「山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎建設工事について、御認識されていることがありましたら、どのようなことでも結構ですので、御記入をお願いいたします。」とお願いをしていました項目につきまして、記載のあった内容について特別委員会に資料として提出してほしい旨の依頼がありました。

つきましては、当初、調査票を依頼する際には公表しないこととして御協

力をお願いしていましたが、貴社が記載されました「Ⅲ その他（添付資料を含む。）」を公表することの是非につきまして、貴社の御意向を確認させていただきたいと存じますので、別紙「御提出いただいた調査票等の公表についての御確認」に御記入いただき、大変恐縮ですが、平成30年5月17日（木）までに御返送くださいますようお願い申し上げます。

大変御多忙の折、御迷惑をおかけいたしますが、御協力くださいますようお願い申し上げます。

問合せ・提出先

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市大学推進室 担当 大谷
TEL 0836-82-1110 FAX 0836-84-7129

御提出いただいた調査票等の公表についての御確認

■ 調査票等の公表の是非について

1 調査票「Ⅲ その他」のページの公表（社印、代表者印は公表しません。）について

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 御提出いただいた調査票等を同封していますので、公表を希望されない箇所について黒塗りをしていただき、この文書と一緒に御返送ください。

公表しないでほしい。

■ 追加の御意見等について

皆様から御提出いただきました調査票をまとめ、平成30年5月1日に開催されました特別委員会に提出いたしました資料を同封していますので、御意見等がありましたら様式は自由ですので、御提出いただくと大変幸いです。

追加の御意見等の公表の是非についてお尋ねいたします。

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 公表を希望されない箇所がわかるようにアンダーラインを引かれる等、お願いいたします。特別委員会に資料として提出する際は、公表を希望されない箇所は、黒塗りをして提出いたします。

公表しないでほしい。

回答者 会社名

代表者名

⑧

御提出いただいた調査票等の公表についての御確認

■調査票等の公表の是非について

1 調査票「Ⅲ その他」のページの公表（社印、代表者印は公表しません。）について

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 御提出いただいた調査票等を同封していますので、公表を希望されない箇所について黒塗りをしていただき、この文書と一緒に御返送ください。

公表しないでほしい。

■追加の御意見等について

皆様から御提出いただきました調査票をまとめ、平成30年5月1日に開催されました特別委員会に提出いたしました資料を同封していますので、御意見等がありましたら様式は自由ですので、御提出いただくと大変幸いです。

追加の御意見等の公表の是非についてお尋ねいたします。

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 公表を希望されない箇所がわかるようにアンダーラインを引かれる等、お願いいたします。特別委員会に資料として提出する際は、公表を希望されない箇所は、黒塗りをして提出いたします。

公表しないでほしい。



回答者 会社名 山口県山陽小野田市大字西高海339番地の6

長沢建設株式会社

代表者名 代表取締役社長 西村創之介

日時は明確に覚えていませんが、調査表Ⅰに近い内容は、まだ私どもに工期が短縮出来ないか、良い工法等が無いかとの話し合いの中でありましたが、その後（日時は別日かも？）の話し合いの中で、工事完成が平成30年の2月末で無いと、薬学部の教員が集まらない可能性があるのでは、工期延長は難しいとの話がありました。（内容は薬学部の教員は常に研究をすることが大切で、工期延長をすれば教員の研究に空白期間が出来るので、教員が集まらず薬学部開校も危ぶまれると言う話でした。）

その後、現説間近になり、市役所建設課 平田さん から山口東京理科大学薬学部校舎建築工事に参加出来るかの問合せがありましたので、弊社と致しましては、工期の問題がクリア出来ないため、地元JVでは参加出来ないのでは、大手建設会社とのJVを希望することお伝え致しました。工期遵守が難しい事から地元JVでは無理であると伝えたにも関わらず、その時も調査表Ⅱのような説明は一切ありませんでした。

弊社は、今回の調査表の内容と山口東京理科大学薬学部の発注について、本来建築工事一式で発注すべき杭工事を とび・土工・コンクリート工事で発注されたこと、A棟・B棟建築主体工事の予定価格設定の不透明性を含めて、市の運営方法に疑問と不信感しかございません。

御提出いただいた調査票等の公表についての御確認

■調査票等の公表の是非について

1 調査票「Ⅲ その他」のページの公表（社印、代表者印は公表しません。）について

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 御提出いただいた調査票等を同封していますので、公表を希望されない箇所について黒塗りをしていただき、この文書と一緒に御返送ください。

公表しないでほしい。

■追加の御意見等について

皆様から御提出いただきました調査票をまとめ、平成30年5月1日に開催されました特別委員会に提出いたしました資料を同封していますので、御意見等がありましたら様式は自由ですので、御提出いただくと大変幸いです。

追加の御意見等の公表の是非についてお尋ねいたします。

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 公表を希望されない箇所がわかるようにアンダーラインを引かれる等、お願いいたします。特別委員会に資料として提出する際は、公表を希望されない箇所は、黒塗りをして提出いたします。

公表しないでほしい。



回答者 会社名

山口県山陽小野田市稲荷町10番23号

富士産業株式会社

代表者名

代表取締役 土井 昭

平成 30 年 4 月 13 日

山口東京理科大学薬学部増築工事の件

富士産業株式会社

常務取締役建設部管掌 安本孝雄

平成 28 年 2 月 17 日 市長との意見交換会時の報告書 (別紙参照)

平成 28 年 3 月 8 日 第 2 回目の意見交換会がありました。

業者は A ランクの 5 社出席 現状報告がありました。

主に設計内容について平田様から説明がありました。(内容はよく覚えていません)

平成 28 年 10 月ごろ 第 3 回目の意見交換会がありました。

この度は、A ランクと B ランク業者が参加でした。

構造は PC 工法にて設計していましたので工期短縮を考えているようでした。

また、教授の受け入れ、入学式の件もあり建築工期は 2 月 28 日ですが、工期延期は 6 月くらいまでは調整できるかもと平田様が言いました。だが、工期が延期の場合の費用は認めませんのでよろしくとの事。(成長戦略室の平田様)

地元の業者で入札を考えているようですが当社は大手との JV を当初から希望でした。



平成 28 年 2 月 17 日

富士産業株式会社

建設部 安本孝雄

市長との意見交換会報告書

1. 市長の挨拶

この度は東京理科大の薬学部増築工事に於いて皆様の意見を聞きたい。地元の業者で施工可能か。大手ゼネコンにお願いするか。公立になったので出来れば地元業者で考えたい。工期は絶対変更は出来ないなので、平成 30 年 4 月 1 日オープンです。又、5 月末の 17:00 以降に再度意見交換会を予定します。

2. 出席者の紹介

市役所側

白井市長
佐村建設部長
太田成長戦略室長
平田成長戦略室
姫井産業振興部長
石田学校教育課主幹
監理室 谷岡室長 中本 中川

業者側

山陽小野田建設協会	進栄建設	神田
小野田建設組合	共同産業	佐々木・日高
長沢建設	西村社長	
富士産業	安本	
太陽産業	杉山社長	
へキムラ興業	碧村社長	
嶋田工業	嶋田社長	

3. 今後の建設工事の予定

東京理科大建設工事	予算 40 億構造未定	平成 28 年 12 月～平成 30 年 3 月
新火葬場建設工事	予算 9 億構造 RC 造	平成 29 年 10 月～
学校給食建設工事	予算 15 億構造 S 造	平成 28 年 10 月～30 年 1 月
ホトレス場耐震工事	予算 2.4 億	平成 28～30 年
埴生小・中建設工事	埴生複合施設建設	平成 30 年

4. 平田成長戦略課より

山口東京理科大薬学部建設について

床面積は18300㎡ですがまだC棟について講義室をもう少し大きくなるかも、検討中です。

発注形態の検討

- ① A棟・B棟を大手ゼネコンに
- ② C棟・D棟を地元業者に
- ③ 大手ゼネコンと地元業者JVに
- ④ その他の方法検討
- ⑤ 12月2日の議会承認後発注

・業者の意見

嶋田工業社長 JVで施工すれば十分出来る仕事です。

公立ですので地元業者に発注をお願い致します。

へキムラ興業も同様

表向き長沢建設も同様

嶋田工業から鉄骨造であれば12月の発注では工期間に合いません。

2800t位あるので発注時期を検討願います。

富士産業安本より、構造検討について工法検討が必要では、PC工法では？

平田様より構造が出来上がるのが7月・8月頃になるでしょう。

配置計画は計画案(5-3)で進めています。

5. 市長より

再度打合せの機会を考えましょう。

5月末17:00以降で予定しますので皆様も検討願います。

6. 監理室より

意見交換会の質問と要望事項について

回答は別紙参照

御提出いただいた調査票等の公表についての御確認

■調査票等の公表の是非について

1 調査票「Ⅲ その他」のページの公表（社印、代表者印は公表しません。）について



すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 御提出いただいた調査票等を同封していますので、公表を希望されない箇所について黒塗りをしていただき、この文書と一緒に御返送ください。

公表しないでほしい。

■追加の御意見等について

皆様から御提出いただきました調査票をまとめ、平成30年5月1日に開催されました特別委員会に提出いたしました資料を同封していますので、御意見等がありましたら様式は自由ですので、御提出いただけると大変幸いです。

追加の御意見等の公表の是非についてお尋ねいたします。

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 公表を希望されない箇所がわかるようにアンダーラインを引かれる等、お願いいたします。特別委員会に資料として提出する際は、公表を希望されない箇所は、黒塗りをして提出いたします。

公表しないでほしい。



回答者

会社名

建築建設(株)

代表者名

神田 真一

Ⅲ その他

山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎建設工事について、御認識されていることがありましたら、どのようなことでも結構ですので、御記入をお願いいたします。記入欄が不足される場合は、別に御記入いただいても結構です。(様式自由)

当時平成30年3月までの工期では、
一般的には難しいのではないかと
思いますが、建設側は、概算
を先行見積りすることにより、工期が可能と
なると感じていると思います。
(工法も含めて)
工期はいつまで延びても良いかと
伺うことは無いのかのことは、
たまたまと思います。

御協力ありがとうございました。

回答者

会社名

進栄建設(株)

代表者名

神田 真一

連絡先

部署名

TEL

(内線)

御担当者

御提出いただいた調査票等の公表についての御確認

■調査票等の公表の是非について

1 調査票「Ⅲ その他」のページの公表（社印、代表者印は公表しません。）について

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 御提出いただいた調査票等を同封していますので、公表を希望されない箇所について黒塗りをしていただき、この文書と一緒に御返送ください。

公表しないでほしい。

■追加の御意見等について

皆様から御提出いただきました調査票をまとめ、平成30年5月1日に開催されました特別委員会に提出いたしました資料を同封していますので、御意見等がありましたら様式は自由ですので、御提出いただけると大変幸いです。

追加の御意見等の公表の是非についてお尋ねいたします。

すべてを公表しても構わない。

一部のみ公表しても構わない。

⇒ 公表を希望されない箇所がわかるようにアンダーラインを引かれる等、お願いいたします。特別委員会に資料として提出する際は、公表を希望されない箇所は、黒塗りをして提出いたします。

公表しないでほしい。



回答者 会社名 山陽小野田市新沖三丁目1番22号
中原興業株式会社
代表者名 代表取締役 窪田幸司



該当する項目の口にチェック「レ」をしてください。

Ⅲ その他

山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎建設工事について、御認識されていることがありましたら、どのようなことでも結構ですので、御記入をお願いいたします。記入欄が不足される場合は、別に御記入いただいても結構です。(様式自由)

白井前市長の発言については認識はあるが
それ以外については、特にこれといった認識は
ありません。

御協力ありがとうございました。

回答者 会社名 山陽小野田市新沖三丁目1番22号
中原興業株式会社
代表者名 代表取締役 窪田幸司

連絡先 部署名 統括 TEL [REDACTED] (内線)
御担当者 窪田幸司

Ⅲ その他

山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎建設工事について、御認識されていることがありましたら、どのようなことでも結構ですので、御記入をお願いいたします。記入欄が不足する場合は、別に御記入されても結構です。(様式自由)

①
別紙のとおり。

※ なお、この調査票及び別紙①を市長に提出することにより、前市長の白井氏に何らかの影響があることを懸念しましたので、白井氏にFAXして内容を確認していただいたところ、「できれば私のコメントも添付して提出してほしい。」と別紙②がFAXにて送信されてきましたので、~~添付~~併せて提出します。

御協力ありがとうございました。

回答者の氏名

大田 宏

D

別紙②

大田宏さんの fax について

諸事情（※注1）により当初から適正な工期が確保できない中、
工期内の完成について参加者の関心が集中していたところ、

「もし工期に遅れた場合、我々業者だけに責任をなすりつけるようなことはしないですね？」との発言があったので、

このような如何ともしがたい状況下で、市が業者だけを切り捨てて、素知らぬ顔をするのは信義にもとるとの思いから、

「工期に遅れた場合に業者だけに責任をなすりつけて、市が知らんぷりをするような無責任なことは断じてしないと約束する。」との趣旨の発言をしたものです。

注1 適正な工期が確保できなかった経緯

東京のゼネコンの受注を前提とした大学側の事実上の最高責任者A氏と、地元山陽小野田市の利益を第一に考えて地元業者に機会を与えることを考えていた前市長との間で意見が折り合わなかった。

なお、前者との関係が噂されるゼネコンT社が、入札前に市長に「挨拶」に訪れたこともあり（市長は面会を断った）、公平性の欠ける不透明な成り行きを危惧した前市長は、A氏の圧力に屈することなく、公正さを貫いたものである。

公共工事請負契約約款

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所若しくは引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
 - 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的又は施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき(工事の目的物の変更を伴うこととなることを除く。)は、発注者は、受注者と協議してこれをしなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、工事中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力
その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成するこ
とができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更
を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めら
れるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注
者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認め
られる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ
ればならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の
短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、
特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満た
ない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金の
額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな
らない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、
協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に
通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者
に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 21 条の
場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、
受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない
場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金の額の変更方法等)

第 24 条 請負代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、
受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者
に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から 7 日以
内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注
者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた
場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議し

て定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 41 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、完成期日の翌日から工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金の額(工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額)に年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項(第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年 2.8 パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

※ この約款の記載事項は、A 棟建築主体工事の契約時の内容を記載しています。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注者の責務)

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第8条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

公共建築物の工事における工期設定の現状と発注者の責務について

発注者は、公共建築物の工事の発注に際して、経済合理性を有した上で工事の品質を確保できるよう工期を設定する必要がある。一方で、発注者は、予算制度や財政条件との整合性の確保や完成時期に対する社会的要請などにも配慮して工期を設定することが求められている。

工事請負契約においては、工期末までに工事を完成させることは契約事項である。そのため、受注者にとって短い工期であっても、受注者は必要に応じて、現場作業員の増員、施工方法の合理化・効率化、工法の変更、技術開発等の創意工夫を行い工事の工期末完成を目指してきたところである。

しかしながら、受注者による創意工夫には技術的・経済的な側面から限度があるため、工事の規模、難易度、地域の実情等を踏まえない、著しく短い工期が設定された工事の場合には、受注者は、無理のある工程管理を余儀なくされ、その結果として、工事の品質管理や安全管理が十分に行われぬおそれ、工事採算性の悪化により下請け企業を含めた受注者の経営を圧迫するおそれが生じる。そのことは、工事の品質確保への悪影響にとどまらず、建設労働者の労働環境の悪化を招き、担い手確保にも大きな支障となる。

一方で、工事の規模等に対して著しく長い工期が設定された工事の場合、長期にわたり技術者を配置する必要性が生じるなど、受注者にとって経済合理性を欠くだけでなく、労働者の需給状況によっては技術者の確保が困難となることから、受注者の受注意欲を低下させるおそれが生じる。

平成26年6月4日に改正、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）により、新たに、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努めること」が規定され、また、平成26年9月30日の閣議決定により一部変更された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）においても、「発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。」ことが明示されたところである。

このことを踏まえて、公共建築物の工事の発注者においても、事業の企画、建築物の設計、入札契約手続き、工事の施工に至るそれぞれの段階において、適切な工期の設定に努めるとともに、必要な場合には工期延長等のための契約変更を適切に行わなければならない。

出典) 「営繕工事における工期設定の基本的考え方」について (通知)
(平成27年3月25日付け国営計第127号、国営整第282号) (別添1)

注: 適切な工期の設定に資することを目的に、関係業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定について現状の認識を共有しとりまとめたもの